

令和2年第1回（3月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第 1 8 号	令和2年度宝塚市病院事業会計予算	可決 (全員一致)	3月5日
議案第 2 2 号	宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 2 3 号	宝塚市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 2 4 号	障害者等の「障害」の表記を改めることに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 2 5 号	宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 2 6 号	宝塚市奨学金条例を廃止する条例の制定について	可決 (賛成多数)	
議案第 5 1 号	令和元年度宝塚市病院事業会計補正予算(第4号)	可決 (全員一致)	
請願第 7 号	障がい者の自立した生活の実現に向けての請願	趣旨採択 (全員一致)	

審査の状況

① 令和2年 3月 2日 (議案審査)

・出席委員 ◎田中 こう ○三宅 浩二 浅谷 亜紀 伊庭 聡
風早 ひさお 川口 潤 北野 聡子 横田 まさのり

② 令和2年 3月 5日 (議案審査)

・出席委員 ◎田中 こう ○三宅 浩二 浅谷 亜紀 伊庭 聡
風早 ひさお 川口 潤 北野 聡子 横田 まさのり

③ 令和2年 3月24日 (委員会報告書協議)

・出席委員 ◎田中 こう ○三宅 浩二 浅谷 亜紀 伊庭 聡
風早 ひさお 川口 潤 北野 聡子 横田 まさのり

(◎は委員長、○は副委員長)

議案番号及び議案名

議案第18号 令和2年度宝塚市病院事業会計予算

議案の概要

令和2年度病院事業会計予算について、地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を求めるもの。

（令和2年度予算の概要）

外来患者数 延べ23万2,750人
1日当たり950人

入院患者数 延べ12万9,575人
1日当たりでは355人

収益的収支 収入総額 132億9,132万4千円
支出総額 132億9,013万2千円
収支差引 119万2千円の黒字

資本的収支 収入総額 11億9,989万8千円
支出総額 18億9,749万3千円
収支差引 6億9,759万5千円の不足

当年度分損益勘定留保資金等で補てん

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 施政方針にある将来の医療供給体制とは具体的にどのようなものか。

答1 今後、後期高齢者がふえていく中で、高齢者は急性期の疾患が治っても寝たきり等の状態になることが多く市立病院だけでは対応が難しくなる。市内の民間病院を含めて、今後どのように地域医療を行っていくのか、また、市立病院の建てかえに当たっては、どのような病院にしていくのか、病床数や病院機能をどうしていくか、早急にまとめていきたい。

問2 宝塚市立病院は緩和ケアなど、近隣市にない部分を担っている。経営難等について厳しい指摘があるが、命と経営のバランスはとりにくい。地域医療や、看護師の復職率が高いことなど、大事な部分を押しさえながら進めてほしいと考えるがどうか。

答2 効率も大事だが、公立病院として、市民に寄り添った医療の提供を重点的に考えていきたい。

問3 診療科ごとのKPIは、いつごろ、どのようにつくっていくのか。

答3 現在、目標として、朝8時の段階で入院患者が330名、延べ患者が1日に350

名と示している。毎朝職員に実際の状況を配信し、目標が達成されているかどうか知らせている。今後、医業収益を確保するために、診療科ごとの方針を今月中にまとめていきたい。またそれを具体的に達成するための指標をつくっていきたい。

問4 病院経営は非常に難しく、専門家からのアドバイスは必要だと思うが、どのような形を考えているのか。

答4 本市では、市政に対し、専門家からアドバイスいただく政策アドバイザー制度がある。その中で、病院経営等についてのアドバイザーの任命を考えている。

問5 現在、周産期医療を連携している市立伊丹病院が、今後近畿中央病院と一緒に建てかえられる中で、宝塚市立病院との連携はどうなっていくのか不安がある。市外の病院との広域連携の方向性はどうか。

答5 産婦人科について、産科は、市内でほとんど対応できており、20～30人の患者を伊丹市立病院に任せている。婦人科は、阪大、兵庫医科大との連携で今後も充実させていきたい。

問6 令和2年度の収支改善策は示されたが、全体的な経営改善計画が必要だと思うがいつまでにつくるのか。

答6 令和2年の上半期には、まとめていきたい。

問7 資金不足解消計画を令和2年の上半期でまとめるというのは遅くないか。その計画が対応する期間はどれくらいか。

答7 資金不足解消計画は最長10年間の長期スパンで考える必要があるため、作成に時間が必要となり、令和2年の上半期に作成しても遅くないと思っている。計画期間については、議論を始めないとわからない。

問8 市が病院経営にどうかかわっていくかという部分で、市と病院との意思の疎通についてはどうなっているのか。

答8 病院の中では、幹部と市からの職員である経営統括部長と一緒に経営を進めている。市で病院経営改革検討会を設置し市と病院の協議を進めており、また、何かあれば市長、管理者、総長、院長、副市長等で協議し常に連携している。地域の安心・安全の医療を確保するために市立病院が存在するという目標をしっかり捉え、両方が連携を進めている。

問9 収益増加策にある入院や手術に重きを置いた外来診療時間の見直しとは。

答9 市立病院としては、地域の開業医から患者を紹介してもらい、急性期を脱した

患者を地域の開業医に逆紹介を進めていきたい。一般的に多くの病院が外来1に対し入院2という収益構造になっているが、市立病院は、今3対5になっているので、1対2の割合に変えていきたい。外来の時間を短くするというよりは、できるだけ、患者を地域に逆紹介し、入院にシフトしていきたいと考えている。

自由討議 なし

討論 なし

審査結果 可決（全員一致）

令和2年第1回（3月）定例会 文教生活常任委員会報告書

<p>議案番号及び議案名</p> <p>議案第22号 宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p>
<p>議案の概要</p> <p>所得税法の一部改正に伴い、県が定める兵庫県福祉医療費助成事業実施要綱について所要の整備が行われたことに合わせて、本市の条例においても同様の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。</p>
<p>論 点 なし</p> <p><質疑の概要></p> <p>問1 本条例は税制改正の影響を受けるため改正を行うと思うが、ほかの施策は税制改正の影響はないのか。</p> <p>答1 介護保険料については、今後、第8期介護保険料算定の際には考慮しないと認識している。それ以外の税額を基準に判断するサービス等については、控除が反映されているため、影響はかなり小さいと考えている。</p> <p>子ども施策においては、個人住民税課税額を基準として負担料を決定している保育料等、給付額を決定している児童手当・児童扶養手当等、減免の基準にしている育成会保育料等への影響が考えられるが、今回の税制改正は比較的所得の高い人に影響があり、子育て世帯の9割程度は影響がないと考えている。</p> <p>いずれについても今後の動向に注視していく。</p>
<p>自由討議 なし</p>
<p>討 論 なし</p>
<p>審査結果 可決（全員一致）</p>

令和2年第1回（3月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名	議案第23号 宝塚市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
議案の概要	国が定める印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、成年被後見人の印鑑登録を可能とするため、条例の一部を改正しようとするもの。
論 点	なし
<質疑の概要>	<p>問1 意思能力を有しない者の判断基準は。</p> <p>答1 成年被後見人の印鑑登録ができるようするために、「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改めたもの。総務省から、申請時に成年被後見人が同行しているかどうかで確認するよう通知が出ているため、意思能力の判断については、成年被後見人と同行して申請したかどうかで判断する。成年被後見人の同行がない場合は意思能力の有無が確認できないため、登録の申請を断るということになる。</p>
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

令和2年第1回（3月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第24号 障害者等の「障害」の表記を改めることに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案の概要

国の文化審議会国語分科会において、法令と法令を引用した公文書を除き、常用漢字表にない「碍(がい)」の字を用いることが可能であるとの考え方が示されたことから、社会的障壁により創り出されている「さまたげ」「バリア」を意味する、この漢字を使用することで、「障害(がい)」の本来の意味についての知識を普及させ、誰もが人格と個性を尊重し支え合う、暮らしやすい社会を実現することを目的として、本市の公文書等における表記を改めることに伴い、所要の整理を行うため、関係条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 表記の変更について広く市民に周知するため、どのように啓発しているか。

答1 市が作成する冊子や啓発イベントポスターに表記の変更についての内容を記載することなどを考えており、現在、自殺対策計画「やさしいたからづか」に掲載されている。今後も広く周知するよう努めていく。

問2 表記だけでなく、心のバリアフリー、障がいの有無にかかわらず平等なまちづくりを実際の施策でも進めてほしいがどうか。

答2 漢字表記の変更だけにとどまらず、本来の障がい者の方のことを知っていただいて普及啓発をしっかりとやっていく。漢字の表記を変えただけで障がい者への理解が深まるわけではないので、漢字の意味と合わせて両方の理解が進んでいくよう取り組んでいき、啓発活動に努めていきたい。

問3 「碍」の字に変更することについて、障がいのある当事者や関連団体や福祉施設からの反応はどこまで共有できているのか。いろいろな意見がある中で、「碍」の字の使用を市民にアピールしていくときに、思いを共有しておくべき一番の当事者等と、どのように推進していこうとしているのか。

答3 平成31年の1月に各団体に「碍」を使うことについて意見をいただいた。厳しい意見などさまざまな意見があったが、おおむねこだわりはないと回答をいただいている。今後は、市が「碍」を使うということについて、各団体に働きかけていきたいが強制はできない。今の時点で、表記を変えている団体もある。

平成31年4月以降、市は、公文書については「碍」を使っているが、それについて今現在、市民や団体から意見はない状況である。今後、「碍」の表記の変更

だけを推進するわけではなく、本来の目的である障がい者への関心、理解を深めていく。個性や人格を尊重したまちづくりは、市だけではできないので、各団体と一緒に頑張っていきたい。

問4 今回の変更に係る費用についてシステム改修など、どれくらいかかるのか。

答4 市民に送付する障害福祉サービスに係る通知書は保守の範囲で改修できる。他部署でも、変更の必要がある場合は更新の際に考えていくということで、今のところ大きな費用がかかることは確認していない。

問5 使用に関して例外があるので、チェック等に時間がかかり人件費がふえるのではないか。

答5 平成22年度に、平仮名の「がい」に変えたときと同じルールなので、今回、大きな混乱やチェックに時間がかかるということは起こらないと考えている。

問6 平成22年度に「害」を「がい」に変えた。この間に宝塚市のバリアフリー施策はどれくらい進んでいるか。

答6 ハード面では、歩道のバリアフリー化などについては、計画的に進めている。重点部分は終わっており、次に要望のあるところを進めているが、しなければいけないところはたくさんあり、目に見えてすごく変わったといえるほどの状態ではない。

ソフト面では、差別解消に関する条例や手話言語条例を制定している。障がい者施策に関する啓発イベントには団体を初めたくさんの方が参加しており、心のバリアフリーについて、少しずつでも進んでいっていると考えている。

問7 表記を改めないものという中に、法律等の用語とある。宝塚市独自で行うイベントのタイトル等で、法律用語だから「害」となっていると、宝塚市は「碍」に変えているはずなのに変えていないと言われて、啓発の機会を逃したり、混乱したりするのではないか。市民の目に触れる場面での工夫はできないのか。

答7 国の示した法令と法令に関する用語の考え方に沿うこととしている。言葉の使い方として別のサブタイトルをつけるなど是可以する。シンポジウム自体が市のイベントであるので、柔軟性を持ち、工夫をしていかなければいけないと思っている。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

令和2年第1回（3月）定例会 文教生活常任委員会報告書

<p>議案番号及び議案名</p> <p>議案第25号 宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について</p>
<p>議案の概要</p> <p>国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、事業所ごとに配置する放課後児童支援員の資格要件に関する規定について所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。</p>
<p>論 点 なし</p> <p><質疑の概要></p> <p>問1 放課後児童支援員の確保が困難な状況とあるが、どの程度の状況を考えているのか。</p> <p>答1 国によるみなし支援員の制度が令和2年3月31日で終了し、条例改正をしなければ、採用時に認定資格研修を修了している者でなければ採用ができない。過去3年間で10人採用したが、採用時に研修を受講済みの者は4人であり、採用時には受講していないが、年度内に受講できるとするみなし支援員として採用した者は6人であった。採用時に研修を終えている者は、既に支援員の経験がある者だけであり、そういう意味で確保が困難であるとした。</p> <p>問2 新1年生でも待機児童が出ており、学年が上がると入りにくくなると不安に思う家庭もある。待機児童を受け入れるためには、支援員はどれぐらい不足しているのか。また、なぜ待機児童が発生するのか。</p> <p>答2 待機児童については、小学校ごとのニーズや、夏休みを越えると利用が少なくなるなど時期的な変動なども勘案した対策となる。支援員の不足により、待機児童を解消できないという状況ではない。</p>
<p>自由討議 なし</p>
<p>討 論 なし</p>
<p>審査結果 可決（全員一致）</p>

令和2年第1回（3月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第26号 宝塚市奨学金条例を廃止する条例の制定について

議案の概要

来年度から、国において高等教育の無償化が実施されることや、高等学校等就学支援金制度が拡充されることを受けて、本市の奨学金制度を見直し、条例を廃止しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 奨学金条例の廃止で、困る家庭がないと言い切れるのか。

答1 国の高等教育無償化の対象となる年収の基準額は市の基準額より低いですが、本年度の実績で見ると、大学生の貸付型奨学金利用者16人のうち13人が無償化の対象とおおむね対象となることから、国の制度実施にあわせて市の条例を廃止する。

問2 国の大学生を対象とした給付型奨学金では、所得要件のほか資産要件や学業成績や学修意欲の要件があり、ハードルが高くなる。小中学校での就学援助受給人数から考えると、潜在的需要があると考えますが、市の奨学金制度をなくして救済できるのか。

答2 本制度の利用率は低い。廃止しても学校独自の奨学金や、日本学生支援機構の貸付制度など、いろいろな制度を活用して進学は可能と考えている。

問3 阪神各市の状況を見ると、伊丹市は以前から廃止としているが、それ以外で、4月からの国の制度が始まる前に市の制度を廃止するのは宝塚市だけである。なぜこんなに急いだのか。財政のほうで何か問題があるのか。

答3 市全体の財源が厳しく、新しい事業を展開する場合はスクラップ・アンド・ビルドで、各部局内で優先順位を決めて判断していると認識している。そうしないと市の財政がもたない状況にある。

問4 利用したいと思う学生が、全て救われるようになったなら納得がいくが、そうではない。他市もまだ動いていない状況で、なぜ先駆けて宝塚市が条例廃止に動いたのか。

答4 教育委員会で今後解決すべき問題が多くある。金額的には1千数百万円という指摘もあるが、国の制度が充実し、きちんとした形で制度の案内をしていこうという中で判断した。

問5 対象外となる学生をどうカバーしていくのか。

答5 対象外となるところはどうしてもある。ほかに何もなければ、市も何らかの方策を残さなければならないが、国の奨学金以外にも日本学生支援機構の貸付制度など十分活用する窓口がある。市としては、ほかの事業に予算を振り分け、重点的に取り組むべきだと考えている。

問6 宝塚の子どもたちが学ぶために使ってほしいと寄附をいただいた奨学基金を使って、国等の制度から漏れた学生たちを最後まで支援していくという道筋は立てられないか。条例廃止後の奨学基金をどうするのか。

答6 奨学基金の使用目的は、当然奨学金と認識している。国の制度は提示されているが、各大学の奨学金制度なども変更されることが考えられるため、それらを含めた奨学金制度全体が縮小傾向となるなら、奨学基金を活用した新たな制度の検討も必要であるものと考えている。

問7 残せるものなら残してほしいが、市の財政状況が厳しい中、国や県の制度充実により一定整理していくことは理解する。今後の相談体制についてはどう考えているのか。

答7 教育に携わる者として学習環境の保障は重要だと考えている。市の制度はないにしても、相談があれば、最初の窓口として案内できる体制は整えていきたい。

問8 奨学金事業の令和元年度決算見込額は。

答8 高校生を対象とした給付事業が約410万円、高校生と大学生を対象とした貸付事業が約920万円の見込みである。

問9 現在貸し付けを受けている人は今後どうなるのか。

答9 経過措置として、卒業まで貸し付けが継続して受けられるとしている。

問10 相談体制の強化といっても、市と同条件でなければ、幾ら相談しても漏れる人は漏れる。貸し付けや給付を問わず、奨学金制度がなくなれば大学に行く機会をなくしてしまう。あふれることがわかっていて、制度を廃止することにほとんどの市民が疑問を抱くと思うが、どのように考えているのか。

答10 一つは、こぼれる人についてはほかの制度で救済できるのではないかということ。もう一つは、教育委員会としてもICTやトイレ改修など財政需要を押し上げる重要事業が多くあることから、財源をできるだけシフトしていきたいと考えており、総合的に廃止する判断をした。

問11 実際に受けられなくなる人が出るかどうか、ほかの制度で手当てができるかどうか確定していない状態で、新しい制度が始まる前に制度を廃止することが宝

塚市の英断なのか。ほかの事業に財源が必要だから3人や4人、奨学金が漏れるかもしれないけれど廃止するというのが宝塚市の財政の規律なのか。

答11 有利子の貸付奨学金も新設されており、恐らくこぼれた人も救済されるだろうとの見通しがつくことから、結果を待つまでもなく判断した。

問12 相談体制をつくるというが、具体的な話は何も出てこない。今後、奨学金の相談については学事課に連絡するよう伝えていいのか。

答12 教育委員会としては、国の貸付制度で漏れる人がいてもほかの制度で救えるという見通しをもって廃止を決めた。相談窓口については、教育委員会が丁寧に相談に乗り案内をする。

自由討議

議員A 最初から丁寧に説明を受けていたら、議論が違っていただかもしれない。市が手放す意味が、トイレの改修やタブレットの購入で必要だから奨学金を切りましたと。もちろんそれも大事だが、教育の予算をそうやって、誰かにしわ寄せがいくような形にしている。こぼれる可能性があるのは大学生の貸し付けの部分だと考えている。寄附者には奨学基金を奨学金に使ってほしいという思いがある。この奨学基金を激変緩和として使っていくような扱い方も要綱などで考えていく形で実現していけば、カバーができるのではないかと。一気になくしてしまうことに疑問がある。

議員B 現在の利用者は経過措置として制度が利用できるという説明であったが。

議員A その所得層が常にあふれていくし、いつも厳しい。学生支援機構の奨学金もあるが併給して受けることも可能である。この程度の人数なので、しばらく制度を維持しながら奨学基金を運用していくこともできるのではないかと。

議員B 最後に説明のあった有利子奨学金でカバーできるということではないかと。

議員C 大学生の給付型奨学金は、3つの要件以外に3年浪人すると受けられない。医学部を受験しようとする3浪は当たり前で、受けられなくなる。本当にハードルが高くなるので、それもあわせて様子を見る期間を設けてほしい。

議員D 条例を廃止して、来年度奨学金を受けたい人がいたときに、今までなら受けられた人が、受けられなくなるのか、それともどこかで受けられるのか。給付が貸し付けになるのはよろしくないし、そのあたりがよくわからない。

議員A 併給可能な制度もあるから、今回きちっと切らなくてもいずれということであれば考えるが。

議員B 奨学基金で新たな制度を、という話もあった。

議員D 条例を先になくしたら、奨学基金の使い道が限りなくなくなるので、何年かたったらこの奨学基金はもういない、ということになるのではないか。

<質疑の概要>

問13 この条例が廃止された場合、同じ対象者が出たときに受けられる制度が完備されているのか。また、奨学基金条例だけ残るが、将来的に目的も達成されたとして奨学基金が浮いてきたときにはどうするのか。

答13 奨学基金については、篤志家の方から寄附いただいたものが大半で、用途を変える場合は、道義上寄附者に了解を得ることになる。奨学基金の廃止は、奨学基金条例を廃止することで可能であるが、教育委員会としては、転用して教育環境整備基金といった名前をつけてでも新たな基金を造成し、空調関係やICT教育関係などさまざまな緊急案件に活用できるように、市長部局と協議をしていきたい。

問14 そもそも奨学基金があるのに、なぜ一般財源から支出していたのか。

答14 奨学基金は、もともと300万円から始まって、運用益で事業を進めることとしていたが、低金利時代を迎え運用益では十分に賄い切れなくなったため、廃止の議論もあったが、寄附を募ったところ6千万円以上の寄附をいただいた。

いろいろな思いを持っていただいた寄附なので、使途の検討を進めていたが、国の方向性も変わってきたことから、同様の事業展開はできないため、国の動向を注視しながら使途の検討を続けてきた。

問15 今の話を、寄附者は十分に理解しているのか。

答15 寄附をいただいたときには、法曹界を目指す方にとのことであったが、なかなかそこに限定して使うことが難しいため、広く奨学金で検討させていただけるようお願いして寄附を頂戴した。

その後、使途が決まっていないため、寄附者には連絡していないが、何らかの方向性が決まれば、連絡は必要だと考えている。

他市では、寄附による奨学金制度等を運用する場合は、新たに要綱や条例を制定して運用している。奨学金条例の廃止により奨学基金の活用ができないわけではない。当初から別の条例や要綱で運用すべきと考えており、今回の条例廃止と直接関係しないと認識している。

問 1 6 条例廃止は拙速だとの意見もあった。来年度以降条例を廃止したとして、同様の内容を要綱で運用することは可能か。

答 1 6 事前に議会で予算の承認を得る前提になるが、規則や要綱で運用は可能である。

問 1 7 このままの奨学金条例ではなく、奨学基金を柔軟に使うような規則や、セーフティーネットのために使えるような要綱と考えていいのか。

答 1 7 奨学金のニーズがあれば考えていく必要があると考えている。

継続の動議 委員から慎重審査のため閉会中の継続審査の申し出があり、継続審査について採決を行った。

継続審査は否決（賛成少数 賛成 3 人、反対 4 人）

討 論

（反対討論）

討論 1 宝塚の子どもたちが、学ぶことと生きることをきちんと体感できる、未来を切り開く力をつけていくという学ぶ意欲を支える奨学金条例の廃止について、奨学基金の有効利用についての道筋が示されていない状況もあり、時期尚早ではないか。経過措置をとるべきだとも考えており、拙速な条例廃止には反対する。

討論 2 こぼれる方がいるが、なんとかできるであろうと言って、確約がない。保証がない以上は、性急な判断としか思えない。教育委員会の意図もわからないでもないが、奨学基金の使途も含めて新しいパッケージが提示されていればまた別だが、道筋も示されないまま、学ぶ機会が失われてしまう危惧があることから廃止には反対する。

（賛成討論）

討論 3 奨学金条例の廃止については、国や県の奨学金制度の充実が第一にあること。これまで制度を利用してきた人たちのほとんどが国や県の制度でやっていけること。漏れた人に対しても教育委員会でしっかりと窓口をつくって説明、相談にも乗りながら対応していくこと、奨学基金についても要綱や規則を制定し活用できることが確認できた。宝塚市にとっては大変早い対応ではあるが、市の財政状況や教育委員会の課題が山積する中で、いち早く取り組もうとしていると理解して賛成とする。

審査結果 可決（賛成多数 賛成 4 人、反対 3 人）

令和2年第1回（3月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第51号 令和元年度宝塚市病院事業会計補正予算（第4号）

議案の概要

収益的収入及び支出について、一般会計からの経営支援として基準外繰入金を受け、早期の収支均衡を図るため、病院事業収益の予定額を特別利益において4億円増額し、4億700万1千円にしようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 令和元年度の決算見込みで5億円の赤字が出る理由は。

答1 小児科医や外科系の医師が退職したことにより、想定した予算額より約7億円足りなくなった。平成30年度から平成31年度にかけて、決算と予算との差が17億円あったが、実際は、10億円ほどの増収が達成できる見込みで、主にその差が赤字になっている。

問2 医師が退職することがわかった時期と、退職した時期はいつか。

答2 令和元年度に入ってからわかり、小児科医、外科医は6月末に退職した。小児科医は、4月に補充。外科医は、1月に新たな主任部長が着任した。呼吸器外科医は昨年8月と12月に退職し、4月に着任する予定である。

問3 市の財政状況もこれから5年間、厳しくなってくる中で、一般会計から4億円を市立病院に入れる判断は、重いものがあると思う。今後、補填が続かないということ具体的に担保してほしいがそれはどう考えているか。

答3 今後の改善計画の内容、進捗状況について、丁寧に逐次、このような場で議会に報告していくようにしていきたい。

問4 市は、病院の出した収支改善策のどのあたりを評価したのか。

答4 実現可能な取り組みで令和2年度については黒字決算に持っていけるのではないかと確認し、令和元年度の4億円の繰り出しを決めた。

問5 病院の方から提案されたものを、市が受けるという形だが、それでいいのか。

答5 市立病院は2005年から、地方公営企業法の全部適用としており、病院事業管理者を設置している。経営については、事業管理者のもとでやっていくことになるので、まずは病院で検討した案をもって、市と協議をしながらつくってきた。

問6 この先、固定負債から流動負債になる大きなものはないのか。

答6 令和3年度に、長期借入金5.5億円の償還金がある。

問7 8つの戦略に対する進捗状況は、検討会で確認しながら進めていたのか。

答7 8つの戦略の中では、どういった項目で、どういった効果額を出すかという具体的なものがないので、それをもう少し具体的な形で示したものが資料の令和2年度病院事業会計の収支改善策である。

問8 今までは、進捗状況のチェックがしにくかったようだが、病院は、市がチェックしやすい体制をどのように整えるのか。

答8 来年度予算では、収益増を確実に達成するために、診療科ごとに目標となるものをつくってもらう。目標達成のための指標、KPIのようなものを設定し、達成しているかというところから進捗状況の判断材料にしていきたい。

問9 総務常任委員会の附帯決議でも、市に対して、計画の進捗をチェックし対応できる体制の整備を求められている。市が、その体制を整備していくと考えていいのか。

答9 平成30年度当初予算で附帯決議があり、平成30年度決算で危機感の欠如という厳しい表現で反対の意見もあった。KPIなど数値的なことについても、新たに、詳しいアドバイザーや、今委託している専門家から意見をもらおうと考えている。市と病院との関係において、もっと病院に入り込んでいけないかと考えている。管理者が責任を持って改善を進めていくということなので、市としては、適切に支援しながら、なおかつチェックをしていく。

問10 医業収益の当初予算と決算見込みの乖離が7億6千万もある。理由が小児科医や外科医の退職が影響しているとのことだが、以前から言われている医師の確保が今年度もできなかった。昨年度から病院で一丸となり体制の整備も進んでおり期待していた。しかし、数人の医師が退職したことで7億円も達成できない状況となり、これは大きなことだと思うが、それについてどう考えるか。

答10 医師の退職の意思表示から退職するまでが半年以内など、とても短いことが多かった。収益に即つながるリーダー的な医師がやめると、右肩上がりであつた収益が踊り場の状態になる。各科目でリーダーが変わると今はチーム医療なのでチームを構築するまで助走期間が生じ収益が停滞する。令和2年度は、病院長が現場を巡回しながら、責任ある立場の医師たちの状況を早く察知して本人と話し合い、早く対応して、右肩上がりの状況が続くようにしていきたい。

自由討議 なし

討論 なし

審査結果 可決（全員一致）

議案番号及び議案名

請願第7号 障がい者の自立した生活の実現に向けての請願

<請願の趣旨>

障がい者が安心して暮らすためには、住居や福祉サービス、充実した医療や就労の場が欠かせません。

しかし、現実には親亡きあとの生活の場の確保や、社会との摩擦によるストレスが解消しづらい、職場も人員削減の中、次々と仕事内容が変わるなど、障がい者を取り巻く環境は悪化する一方です。

また、通院日数も増えるのですが、なかなか障がいを理解している医師に出会うことがありません。

そこで、宝塚市障害福祉計画・宝塚市障害児福祉計画の基本的理念「障がいのある人が、安心して、自分らしく暮らせるまちづくり」を実効性のあるものにするためにも、ぜひ以下のことを市が実現できるよう、市議会からの働きかけをお願いします。

<請願の項目>

- 1 親亡きあとの生活の場の確保、障がいがあっても自立できる福祉サービスの提供を担保してください。そして何より、社会で自立し生きることができる学校教育をめざしてください。
- 2 市立病院に、障がい者医療にできる限り詳しい医師とMSWの配置をお願いします。
- 3 障がい者のストレス解消につながる場を設置してください。
- 4 原動機を用いる身体障がい者用の車いすは、バスに乗車できないものもあります。バスのバリアフリー化の際には、乗車可能になるようにお願いします。
- 5 障がい者の雇用促進や長期就労につながる労働政策を具現化し、事業者にも啓発等積極的に働きかけてください。

<質疑の概要>

問1 項目3にあるストレス解消につながる場の具体的なイメージは。

答1 （紹介議員A）行動するだけでも全身に力が入るなど、日々痛みやしんどさを抱えており、気分転換ができたり、体を動かしたりできる場所があればよいが、一番はリラックスして集える場所があればよいと考えている。市も、基金を使って場所を提供しようと、各団体から意見を聞いているとのことである。

問2 挙げられている項目は全て大事な点だと思う。親亡き後の生活の場の確保については皆さん言われるが、それについてどうなるのかという話は、どこに行っても聞けない。市の関与はどのようなものか。

答2 (市当局) できるだけ地域で生活していこうということで、グループホームも選択肢の一つである。そのほか、施設や、ホームヘルパー等を活用したひとり暮らしなども考えられる。

問3 制度上は理解するが、グループホームや施設は入れる余地はないと聞く。現状は。

答3 (市当局) あきがないのは事実だが、市外も含めて本人に合ったところを探すことが重要であり、市内外にかかわらず探していくことになる。

問4 バスのバリアフリー化など、項目の実現化に向けた具体的な取り組みについてどのように考えているのか。

答4 (紹介議員A) 今あるバスの形を想像すれば、今の時点ではなかなか難しい。事業者をお願いしていくしかない。

(紹介議員B) バス事業者がノンステップバスを導入する際に、市が補助金を出している。事業者に全てお願いするのは難しいが、補助金のような、市と事業者が一緒になって考えていくことはできるのではないかと考えている。

問5 障がいのある子どもたちに対する学校教育の中で、「社会で自立し生きることができる学校教育」の位置づけは。

答5 (市当局) 学校教育は一人一人の子どもたちの自立を目指すことが役割の一つだと考えており、個々の障がいに応じた教育活動を通じて、子どもたちの自立につながるよう取り組んでいる。また、障がいのある児童生徒だけでなく、周りの子どもたちも理解して育てていかないといけないし、請願の趣旨を踏まえて、真摯に取り組んでいきたいと考えている。

問6 宝塚市における障がいのある子どもたちの卒業後の進学や就職への支援は行われているか。

答6 (市当局) 特別支援学校や中学校では、次の進路について学校においても検討し、夢や自立につながる取り組みを行っている。

問7 学校教育への具体的な願いや、実情の中での考えがあれば教えてほしい。

答7 (紹介議員A) 強靱な精神やしなやかに対応できるような人格をつくっていくような教育を目指してほしいし、ともに支え合っていけるような共生社会を目指していくべきだと考えている。学校の中ではそれができていても、社会に出ればそれは難しく、今の教育を受けた子どもたちが大きくなったら、そんな社会になるのではないかと。

問 8 障がいによって切り分けられるのではなく、働ける場所の提供は必要。モデルとなるのは市役所だと考えているが、市としての就労の場の提供の取り組みは。

答 8 (市当局) 国が定める雇用率達成は当然のこととして、それにとどまらず活躍の場をつくっていきたいと思っている。具体的なものはまだ示せないが、現在新庁舎建設を進めているが、庁舎内の場所などの問題もいろいろと考えながら働く場づくりに今後努めていきたい。

(紹介議員 A) 障がい者雇用については、知的障がいや精神障がいに至っては進んでいないのが実情。共同受注窓口も活用されておらず、市職員でも知らない人も多い。仕事づくりもあわせて考えてほしい。

問 9 口頭陳述では、パワハラやセクハラなどの人権侵害があったと言われたが、市としての権利擁護の取り組みは。

答 9 (市当局) 高齢者・障がい者権利擁護支援センターを中心に、それぞれの相談機関と連携し、取り組むようにしている。

問 10 市立病院に、障がい者医療にできる限り詳しい医師とMSWの配置を、とあるが、市立病院の現状はどうか。

答 10 (市当局) 医学部の医師養成課程の中には、障がい者医療に特化した医療はない。障がい者医療で大切なことは、障がいのある方と十分コミュニケーションがとれるかどうかであり、そういう医師をこれからふやしていきたい。

問 11 障がい者に詳しい医師が一人二人いたとして、いろいろな診療科にかかったときに、対応できる具体的なイメージはあるのか。

答 11 (紹介議員 A) 本来は誰でも対応できるのが一番よい。研修などにより、理解を深めることが本来だと考えている。

自由討議

委員 A 非常に大事な請願であると考えているが、このまま採択した場合に、行政にどうやって担保をとるのか。逆に、これだけではなく、もっとたくさんあるような気もする。趣旨は尊重しないといけないし、今後我々が施策を考えていく上で必要なことだと思うので、採択というよりは趣旨採択が適当ではないか。

委員 B 請願者の思いは大きい。障がい者が安心して暮らすために、さらに市に求めていこうというのはよくわかる。市もそれを受けてやっていかないといけないし、議会もそうしていかないといけない。さらにやりたいことがたくさんある中の5つを項目として挙げてこられたが、これだけ実現できればよいというものでもない。趣旨採択とすることで、広く充実させていきたいということにつ

ながると思うし、議会としてこの項目の実現だけでよいというものではない。
趣旨採択が望ましい形ではないか。

委員C 項目をこれだけと採択するのも難しい実情もわかるが、請願者の願意は受けとめなければならない。行政に対しても、議会を挙げて出していきたいし、個人的にも権利擁護の取り組みや医療の安心などについては受けとめるが、全面的な採択は難しいのではないか。それであれば、趣旨採択に賛同する。

委員A 障がい者施策をもっと充実させていこうと、ストレス解消の場や相談できる場所などを目指して、福祉金の財源を基金にして取り組んでいこうと決めた。
まさに変わっていきこうとしている時期でもあり、今回の請願だけでなく、多くの意見があるはずなので、しっかりと受けとめて、施策を進めていくという前向きな趣旨採択としたい。

審査結果 趣旨採択（全員一致）